

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	国際捕鯨問題
Author(s)	グレンダ ロバートソン,
Citation	日本語・日本文化研修プログラム研修レポート集 , 1994 : 37 - 45
Issue Date	1995-03-01
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00039538">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00039538</a>
Right	
Relation	





(2)

海域で操業を始めるようになった。この捕獲頭数はばく大なものであり、例えば北大西洋のセミ鯨はこの時代に絶滅に追い込まれていった。日本においては、傷ついたり死んだりして漂流してきた鯨を利用することは先史時代から行われていた。これに対して、小型の鯨を積極的に捕獲することが始まったのは、古墳から発見される手投げ鉈やイルカの頭骨などから、縄文時代(紀元前1万年前頃-300年頃)であると考えられている。16世紀に入ると、船や手投げ鉈も利用し、陸上の処理場を備えた捕鯨組織が現れた。このような組織化された捕鯨活動は、「鯨組」と呼ばれて、現在の和歌山県、四国、九州北部として山口県、日本海沿岸などの地域経済に重要な役割を果たすようになった(第1図)。



引用: 海の幸に感謝村会、日本小型捕鯨協会(編) (1993) 日本沿岸小型捕鯨、東京、p.4.

ることになった。しかし、過去の乱獲を防ぐため、国際的な保存措置を講ずる必要性が認識されていたので、1946年7月シントンにおいて現行の国際捕鯨取締条約が作成された。この条約は1948年に発効し、以後は全世界の鯨資源の管理が国際捕鯨委員会の下に行われるようになった。

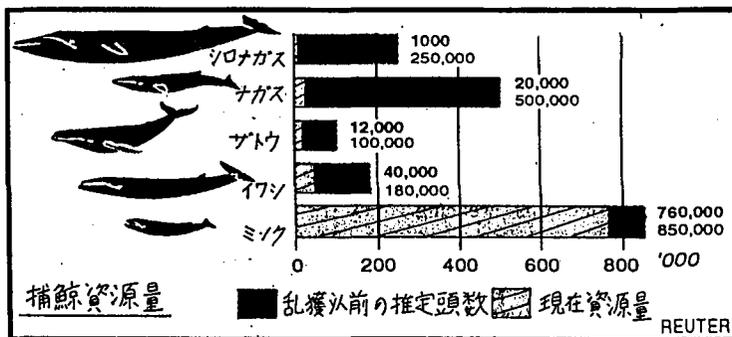
国際捕鯨委員会は、設立と同時にシロナガスクジラ換算単位(BWU)<sup>3)</sup>をもつて南氷洋の総捕獲頭数を制限した。そして当初捕鯨国はこの制限頭数を競って捕獲する捕鯨オリソピックを行っていた。しかし、オリソピック方式は経済的、合理的でないため、1958年より捕鯨枠の国別割当制の導入につき協議されるようになり、61年当時の南氷洋捕鯨国である日本、ソ連、ノルウェー、オランダおよびイギリスの間で割当について合意が得られ、翌62年にはこれらの国の間で割当の取決め

19世紀末には、火薬の力によって鉈を打ち出す捕鯨砲も蒸気船に取り付けたノルウェー式捕鯨の利用が始まった。日本の捕鯨船団が初めて南氷洋に進出したのは1934年のこと、これら船団は先を競って大型のシロナガスクジラやザトウ鯨の捕獲に従事した(1930年には3万頭以上のシロナガスクジラが捕獲された)ため、これらの資源量は大幅な低下を示し、国際的な保存措置を講ずる必要性が認識されるようになった。1931年のジュネーブ条約、37年のロンドン協定が捕鯨規制のために作成された。第二次世界大戦のために操業は一時的に停止されたが、戦後の食糧難に見舞われていた日本に対して、1946年に進駐軍が南氷洋捕鯨の再開を認め、第二次世界大戦末期より西欧諸国は早くも南氷洋における母船式捕鯨を再開す

3) 1BWUはシロナガスクジラ1頭、ナガスクジラ2頭、ザトウ鯨2.5頭、イワシ鯨6頭相当とする。

が実現した。1962年以降、IWCはシロナガス鯨などの資源のいちじるしい悪化を認め、総捕獲規制頭数は大きく削減されていった。このような総捕獲頭数の大幅削減にともない、また、ヨーロッパにおける鯨油の価格の低下もあり、イギリス、オランダ、ノルウェーは次々と南氷洋における母船式捕鯨業から撤退して行った。一方日本の捕鯨業は、もっぱら鯨油生産のための西欧諸国のそれと異なり、重要な獣肉たんぱく質も生産する産業であり、また戦後の日本の水産業に飛躍的發展をもたらした源であるため、日本としては軽々に南氷洋捕鯨を中止することはできず、船団数を3船団に削減してソ連とともに操業を継続していた。またIWCは戦前から捕獲禁止にされているセミン鯨およびゴク鯨に加えて、1963年にはザトウ鯨、64年にはシロナガス鯨の全面捕鯨禁止を決定した。1972年からはBWU制度は廃止され、鯨種ごとに捕獲枠が設定されることとなり、また今まで捕獲頭数規制の対象となっていたミンク鯨、ニタリ鯨およびマッコウ鯨についても捕獲枠が決定されるようになった。なお、総捕獲頭数規制のほか、IWCは乳を飲んでいない子鯨および子鯨を伴う母鯨の捕獲禁止、体長制限、解禁期間、水域別捕獲枠などの様々な規制措置を採用している(第2図)。

第2図

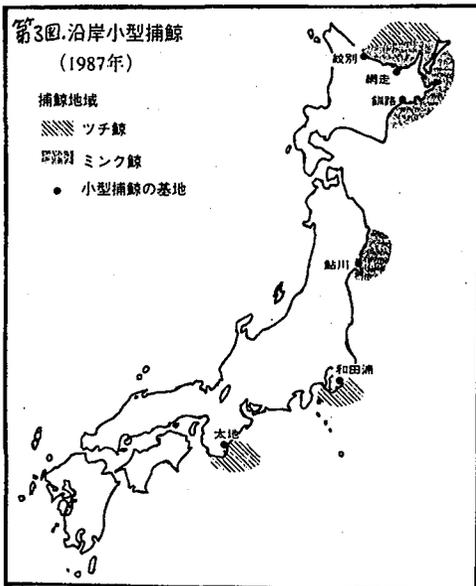


出典: 「International Whaling Meeting」、Christchurch Press 1993.5.13.

モラトリアムについて

1972年、捕鯨にとって重大な事態が生じた。それはストックホルムで開催された国連人間環境会議において商業捕鯨の10年間全面モラトリアム決議が可決されたことだ。このモラトリアム提案は同年のIWCにおいても討議されたが、IWCでは商業捕鯨の全面モラトリアムは、科学的根拠がないという科学委員会の全会一致の結論を得て、否決された。モラトリアム提案はその後も毎回IWCの議題にのぼり、やがて捕獲量制限が年々厳しくなり全面禁止に至った。1982年「鯨類資源の管理に必要な科学的情報が不足している」という理由で、とうとう商業捕鯨のモラトリアム決議も成立させた。この決定を待つまでもなく、すでにほとんどの大型鯨類で以前乱獲されていた系統群が、IWC科学小委員会勧告によって完全に保護されていた。それから約12年を経過した今日、日本鯨類研究所ではIWCでモラトリアムの決定理由とされた「不確実性」の解決のために国際捕鯨取締条約で認められている条項に従って、捕獲を伴う科学調査を行っている。





引用:海の幸に感謝33会、日本小型捕鯨協会(編) (1993) 日本の沿岸小型捕鯨、東京、p.4.

な言語で書をきこまれるまびは、RMP  
 び捕獲といいうも設の定す事はまかりな  
 ぬというモラトリアムか、この異議の  
 ノルウェーモラトリアムを尊重して来たが、も  
 に従いを義務はなない。と、この異議の  
 申立を義務はなない。と、この異議の  
 止モラトリアムを尊重して来たが、も  
 はやIWCがモラトリアムを解除する  
 のを待つことはできないと捕鯨再開  
 の意志を表明した。アイスランドは  
 すでにIWCから脱退してしまっ  
 として、今、日本はIWCの決定に  
 やいやなが、にさせよ従っ  
 一つの元商業捕鯨国である。朝日新  
 聞社が先に実施した全国世論調査に  
 上ると、「捕鯨の再開をめぐすべ  
 だ」は50%で、「捕鯨を

もうない」の30%を上回  
 った。調査は1993年2月  
 28日と3月1日に行った。  
 調査をみると「再開」支  
 持は女性47%に対し、男  
 性は61%と多く、30代後  
 半から50代の男性で6割、  
 60歳以上の男性では7割  
 にのぼる。しかし、20代  
 全体では「必要ない」48  
 %が「再開」46%を上回  
 った。また、女性のほぼ  
 4割は「再開」に否定的  
 だった。地域差も大きく、  
 沿岸捕鯨が盛んだったところ  
 をかかえる北海道、東北、  
 新畿、九州地区では「再開」  
 支持派が約6割。大阪では  
 66%にも達した。「再開」  
 支持の人に理由を聞くと、  
 「生息数が回復」が多く、  
 「食べ続けたい」は60歳以  
 上で高い。「捕鯨の必要  
 はない」と答えた人の理由  
 は、「国際的に批判されて  
 しまつた必要はない」、「  
 日本人の食料として必要  
 はない」、「保護すべき  
 だ」の順だった。



日本人が捕鯨禁止に対して異議を申し立てる  
 出典: Yamada, K. (1993), Whaling - For a Better Relationship between Man and Whales, Kansai Forum p.7.

「外圧」について

国際社会からの目に見えない圧力を日本語では「外圧」と呼ぶ。この  
 ような心理は、特に国際的人気が気にかかる一種のコンプレクスの

6) 朝日新聞「捕鯨賛成が半数」心強い食卓預かる女性「不必要」、  
 93.3.15、東京。

(6)

表れであるう。「外圧」というものが一旦心理の中に入りこむと、それがたとえ現実には存在していない場合であっても、日本人の多くは筋の通った話を止め、圧かに屈服してしまふ。このような経緯から日本人が捕鯨問題となると「外圧」に怯える故なくもないだろう。もし、日本がIWCを脱退して独自に商業捕鯨を開始するとしたら、おそらくアメリカ市場での日本製品のボイコットが行われるであろうと日本側は予想している。西欧の人々の多くは日本は捕鯨問題がアメリカで他の貿易分野に悪影響をあたえるかも知れないと、怯えているように見られるであろう。しかし、日本人の心理の中にはこれだけでは割り切れぬ何かがあり、それは端的にいうと「対立」よりは「和」の精神で物事を解決したという気持なのではないかと思われる。

あしどの位日本は商業捕鯨の再開を待つのであろうか？この問いかけには色々な思惑があるであろう。ともかく、いつ鯨肉が日本の食卓に戻ってくるのかまだわからない。

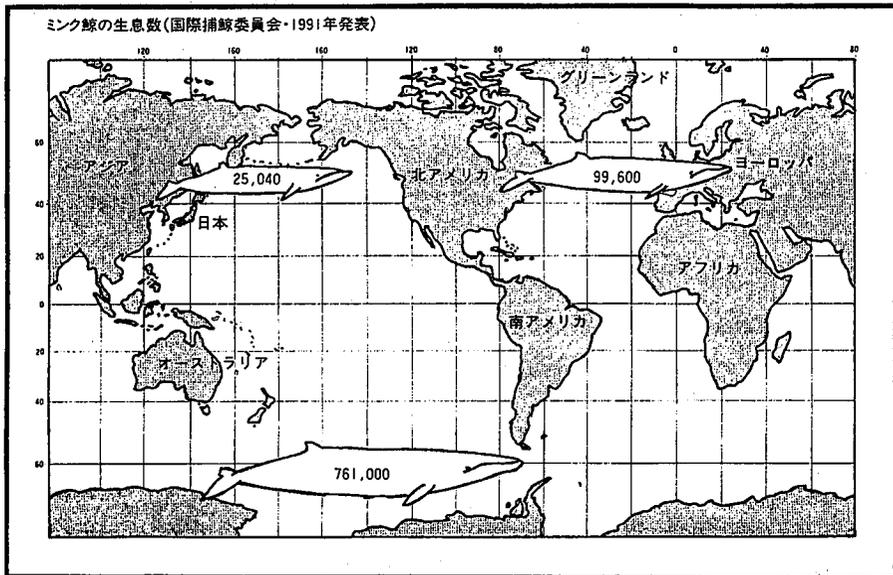
### 5. 捕鯨再開についての是非

捕鯨に関しての議論は大変に複雑で、政治的関心が大きいに異なるので、世界の合意は近い将来において有り得ないと思われる。ここでは私は捕鯨派と反捕鯨派のいくつかの重要な論点を紹介する。そうすることで、捕鯨問題の複雑さを明るかにしたい。

#### 捕鯨派

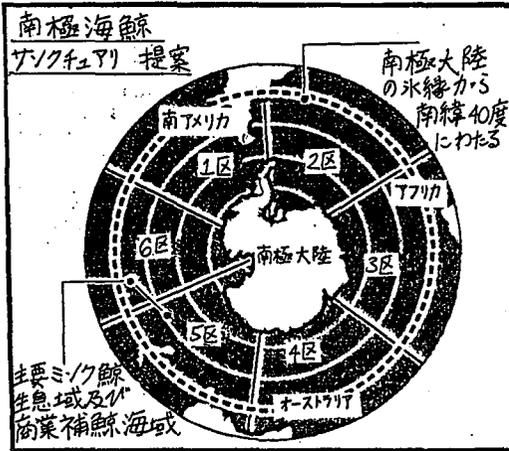
・IWCはミンク鯨の資源量を76万頭を上まわると推定し、資源全体を枯渇させず安全に管理する数式(RMS)を1992年に完成させ、年間2千頭の利用が可能であると算出した。すなわちこの鯨種に関する科学上の不確実性は取り除かれた。ミンク鯨は利用すべき鯨であって禁止の措置は必要ないとされた(第4図)。

第4図



引用:日本捕鯨協会、日本小型捕鯨協会、勇典1993年10月⑨、東京、p.2.

・南氷洋の生態系は、ノルウェーとイギリスなどの油だけをとる捕鯨により大きく破壊された。現在、南氷洋の生態系では繁殖力の強いミンク鯨、ペンギンなどが増加し、繁殖の弱いシロナガスクジラなどの大型ヒゲ鯨の資源回復を阻害しており、サノクチュアリの導入は生態系のアンバランス(不均衡)をさらに助長する反科学的提案である(第5図)。



出典: "International Whaling Meeting", Christchurch Press, 1993. 5.13, Christchurch.

・日本人が開発した爆発もりを使用した場合の捕殺時間は、ほかの野生動物の捕殺時間にくらべて決して長くはない。また、人道的であるかどうかはあたえられた条件の下で、どのぐらいの努力をしているかが基準となり、捕殺時間などの画一的な単位で計られるものではない。

・動物観のちがいは民族の文化そのもので、おたがいが干渉したり、非難したりすべきものではない。反捕鯨国は鯨を聖獣視し「人道的捕殺がなされていない」「捕鯨は倫理に反する」ということをいうが、昔欧米の実施していた捕鯨は、人道的に捕殺をし、倫理にも反さ

なかつたのだろうか。

・日本は北太平洋のミンク鯨が2万5千頭以上存在していることから、ミンク鯨50頭の暫定的な救済配分を要求する。中国は資源の持続的利用の立場から、ロシアは人道的な見地及び日本の調査に対する評価からこれに賛成するなどの進展がみられた。しかし、米国等は改訂管理制度が確立するまで例外は認められないとし、投票に付された結果日本の提案は受け入れられるに至らなかった。

・科学調査しその目的のための鯨の捕獲は「国際捕鯨取締条約」第8条の規定により、各国政府の固有の権利として認められている。捕鯨モラトリアム採択の最大の根拠は安全な資源管理に必要な科学的データの不足であったが、日本の調査捕鯨はこれに直接対応するためにはじめられたものである。捕獲調査は疑似商業捕鯨だとする指摘はまちがっている。若干の捕獲を行い、耳こう栓や卵巣などの標本を採取する。調査したあとの鯨体は完全に利用することが条約で決められているため、冷凍品にして持ち帰り市場に出している。この収益は調査にかかる経費の一部となっている。鯨を殺さない目視調査でも十分ではないかという意見もある。鯨を捕獲しその体を調べることにより性や年齢の組成、死亡率、食性などを知る必要がある。

### 反捕鯨派

・現在のモラトリアムを無期限に継続すべきだと考える。なぜなら商業捕鯨を再開することを正当化するため材料が不十分だからである。  
 ・RMPのみに鯨の保存を依存することは賢明な措置ではなく、現在環境管理の分野で用いられている措置の一つである保護区域設定が必要

である。また、RMPは系群ごとの管理を意図しているが、サンクチュアリは複雑な鯨種間関係をも考慮した措置である。シロナガスクジラ資源も回復させたためにはミンク鯨を捕獲すべきとの示唆もあるが、このような単純な解釈に科学者は賛成していない。

・現在の捕鯨法のいくつか(例えば長時間にわたる追跡や爆発モリの使用など)は、容認できないほど残忍だ。それによる苦しみは多くの国がもつ哺乳動物の食肉処理に及ぶ法律で許される以上のものがある。よって先住民による捕鯨の場合も、もっと人道的に行われるように技術も改良する努力を奨励すべきである。

・欧米の人たちが日本の捕鯨に反対する理由は「かわいそうという感情論だ」といういわれ方が日本ではよくされる。それに加えて「自分たちはウシなどの家畜をたくさん食べているくせに」ともいわれる。しかし、捕鯨に反対する人々が公の場でそうした理由をあげて捕鯨に反対したという記録はない。結局この「反捕鯨は感情論だ」という批判は「日本の捕鯨は科学的な根拠にもとづいて行われているのだ」という捕鯨推進派の主張を強調するために意識的に流された宣伝にすぎないようである。

・日本沿岸でつづいてきた小型捕鯨も、現在では地元消費よりも高く売れる商品として市場に出荷するため、ミンク鯨を必要としている。日本の現在の沿岸捕鯨も生存捕鯨に準ずるカテゴリーとして認めればほしいとする動きがあるが、近代装備により鯨を工業生産品並みの効率で捕獲・解体・加工し、商品化する以上、これも認めることはできない。

・「国際捕鯨取締条約」の条文では確かに調査捕鯨を認めている。しかし、現在日本が南極海で行っている調査捕鯨に及ぼすのは、IWCが「中止をも含めた、調査内容の見直しを日本に求める」とくりかえし決議している。日本はこの勧告を無視しつづけている。現在IWCが必要としているのは、目視調査などによって得られる生態についての知識であって、日本がミンク鯨を捕獲・解剖して得ている妊娠率などのデータは役に立っていない。また、調査捕鯨で捕獲したミンク鯨も国内で売りさばくことも、商業捕鯨全面中止の現在では密猟や密輸を且か長する原因になっている。

## 6 おわりに

反捕鯨国は、日本人が食料として必ずしも必要でない鯨を殺す理由がよくわかっていないようだ。さらに、この論点は牛、にわ鳥、豚も彼らの食料のために殺しているにもかかわらず、日本古来の文化であった捕鯨を禁止したいという、偽善的な西欧人との戦いとして広く描かれている。

・反対者は捕鯨に対して、全く正当な理由がないと考える。しかし、科学者達は、ミンク鯨の数を減らさないように捕鯨する安全な方法をも見付けたとも言われている。しかし、メキシコで開催中のIWC年次総会では、1994年5月26日に、フランスなど23か国の共同提案となった無鯨点の南極海サンクチュアリ化案を、賛成23、反対1、棄権6、不参加1で採択した。反対は日本だけだった。ノルウェーは採決に参加しな

かった。採択された聖域化案は、西太平洋と大西洋の南緯40度以南、東太平洋の同60度以南、インド洋の同55度以南を捕鯨全面禁止にするという内容である。実質的には従来の南氷洋だけでなく、南半球の半分近くが禁止区域となる。南緯40以北では母船式の捕鯨が禁止されている現状から、事実上、世界的に大規模な商業捕鯨は不可能となる。日本にとって非常に厳しい情勢である。さらに、日本沿岸小型捕鯨に対するミンク鯨50頭の枠を確保することについても、賛成したのは6か国だけ、反対が23か国で否決された。

捕鯨問題は確かに複雑であるが、今のところは反捕鯨国の主張が勝利を得るように思われる。

## 参考文献

- 朝日新聞、「捕鯨賛成が半数」心強い食卓預かる女性「不必要」、93.3.15、東京、朝日新聞社。
- 海の幸に感謝する会、日本小型捕鯨協会(編)(1993)、日本の沿岸小型捕鯨、東京。
- グリーンピース(1993)、捕鯨に反対する7つの理由と主張、東京、グリーンピース・ジャパン。
- ジョーン・メー(編)(1993)、Southern Ocean Sanctuary-なぜ今南極海捕鯨に反対するのか?、東京、グリーンピース・ジャパン。
- 水野照子(編)、「特集:鯨をめぐる戦い」、日本語ジャーナル1992/8、東京、株式会社アルク、pp89-97。
- 日本捕鯨協会、日本小型捕鯨協会、勇気⑥1992年6月-⑨1993年10月、東京。
- 読売新聞、「南極海聖域化を採択」、94.5.28、pp1、大阪本社。
- The Christchurch Press、「International Whaling Meeting」、May 13 1993、Christchurch。
- The Institute of Cetacean Research (ed.)(1993)、Whaling Issues and Japan's Whale Research、Tokyo、The Institute of Cetacean Research。
- Kodansha (ed.)(1983)、The Kodansha Encyclopedia of Japan Vol. 8、Tokyo、Kodansha Ltd. pp.249-250。
- Tunnah, H (1994)、「Whaling War Set to Blow」、Nelson Evening Mail、Feb 23、Nelson。
- Yamada, K (1993)、「Whaling- For a Better Relationship between Mankind and Whales」、Kansai Forum、Osaka、pp4-15。